

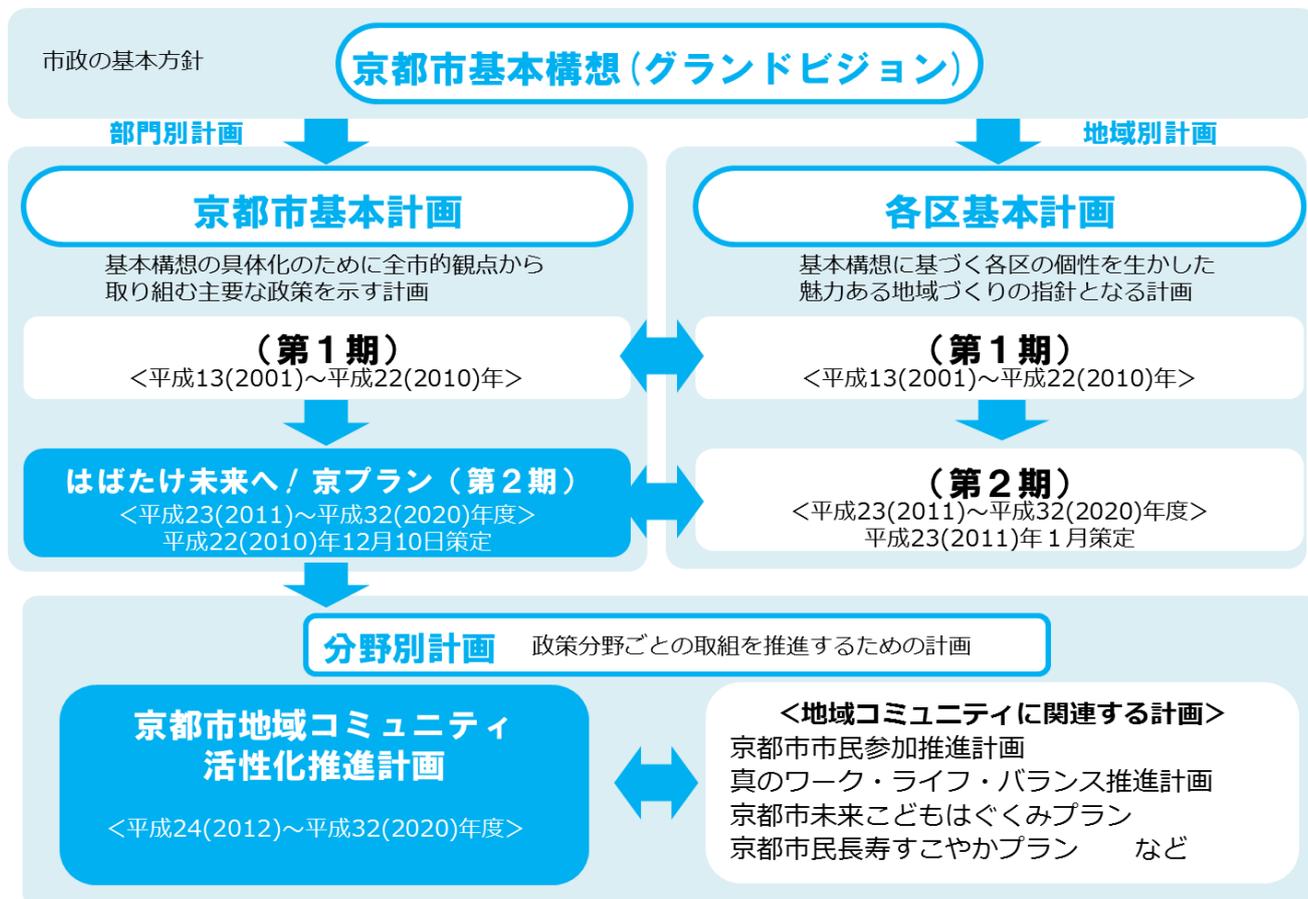
■第1章 京都市地域コミュニティ活性化推進計画の改定に当たって

1 計画の位置付け

この計画は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」（平成22年12月策定）の分野別計画の一つとして、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

改定に当たっては、各区基本計画や「京都市市民参加推進計画」、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」等、地域コミュニティの活性化に関連する各分野別計画との整合を図っています。

【計画の体系（イメージ）】



2 計画の期間

計画の期間は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の計画期間に合わせ、平成24年度から32年度までとしています。

ただし、施策の推進状況や社会の動きなどに柔軟に対応し、より効果的なものとしていくため、概ね3年ごとに点検し、必要に応じて見直すこととしており、平成27年度に計画を全般的に見直し、改定を行います。

3 これまでの取組の進捗

これまでに、具体的な施策として計画に掲げた43項目については、自治会・町内会をはじめとする、地域の皆様との共汗・協働により、すべて実施することができています。

＜これまでの主な取組＞

(平成27年度の数值は9月末現在)

① 地域コミュニティサポートセンター

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	323件	435件	515件	131件

② 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
助成件数	33件	51件	50件	34件
自治会加入世帯数	463世帯	483世帯	447世帯	

③ 新築共同住宅の地域との連絡調整担当者届出・開示制度

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開示件数	2件	13件	13件	24件

④ 集会所の新築、修繕等の支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
補助件数	13件	10件	7件	10件

しかしながら、「はばたけ未来へ！京プラン」前期実施計画に掲げる共汗指標（数値目標）については、以下のとおり達成が困難な状況です。

【「はばたけ未来へ！京プラン」前期実施計画に掲げる共汗指標】

	平成22年度実績	平成26年度実績	平成27年度目標値
自治会等加入率	70%	70%	77%
NPO法人数	741法人 (市所管なし※)	877法人 (うち市所管820件※)	960法人

※平成24年度のNPO法改正に伴い、NPO法人の認証事務が政令市へ権限委譲された。

4 計画の目標

この計画では、大切なご近所の「つながり」をはじめ、人と人とのつながりを強め、地域コミュニティを活性化させていくため、「はばたけ未来へ！京プラン」において、「市民生活とコミュニティ」に関して掲げる「みんなでめざす10年後の姿」の実現を目指します。

「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる「みんなでめざす 10 年後の姿」

- ① だれもが気軽に参加できる居場所があり，安心して暮らすことができる
- ② 地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができています
- ③ 自分たちの地域の課題を把握し，解決に取り組んでいる
- ④ 地域コミュニティと行政との新しいパートナーシップが深化している
- ⑤ 様々な分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している

「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画に掲げる共汗指標（数値目標）

- ◆ 自治会等加入率 77%（平成32年度）
- ◆ 市所管のNPO 法人数 920法人（平成32年度）

■第2章 地域コミュニティの現状と課題

1 地域コミュニティの現状

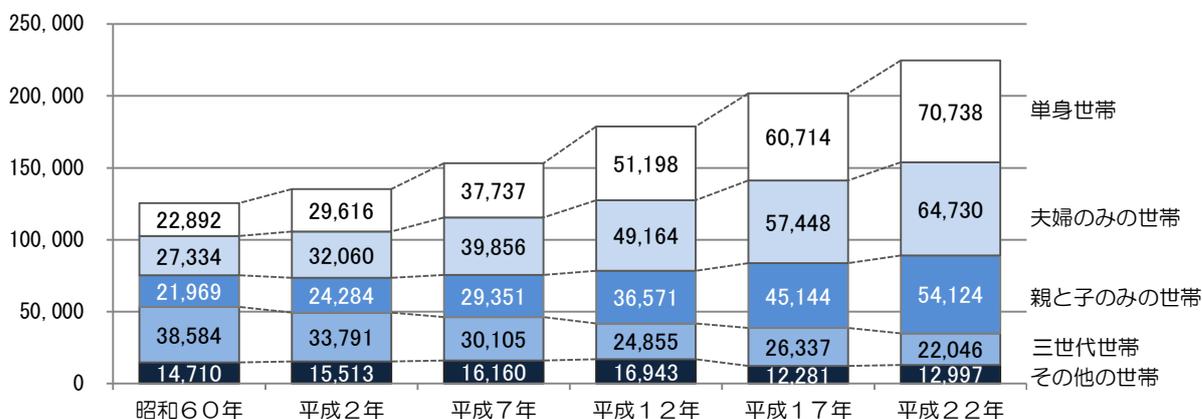
（1）世帯の状況

一人暮らしの高齢者が増えています。

平成22年国勢調査によると，世帯の種類・家族類型では，「単身世帯」の数が，「夫婦と子供から成る世帯」を上回りました。もはや，標準的な家族構成は，「夫婦と子供から成る世帯」から「単身世帯」に変わりつつある状況です。

一方，京都市では，「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」が増加し続けており，その内訳でも「単身世帯」が大きく増加しています。このような傾向から，地域も「高齢者や児童の見守り・交流」を，今後力を入れたい活動として挙げています。

65歳以上の世帯員のいる一般世帯の推移（京都市:昭和60年～平成22年）



（単位:世帯）

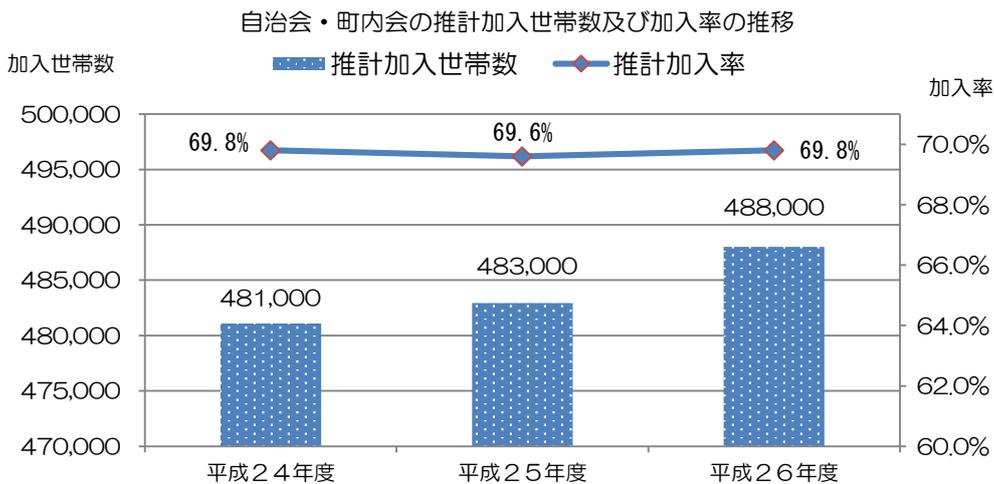
（資料:各年国勢調査）

(2) 自治会・町内会の推計加入世帯数及び加入率の推移

自治会・町内会加入世帯数は増加していますが、加入率はほぼ横ばいです。

自治会・町内会の加入率については、全国的に、都市部では低下傾向にあります。

京都市では、様々な啓発活動や自治会・町内会への支援により、推計加入世帯は平成24年度～26年度で約7,000世帯増加していますが、総世帯数も同様に約10,000世帯増加していることから、加入率は、ほぼ横ばいで推移しています。



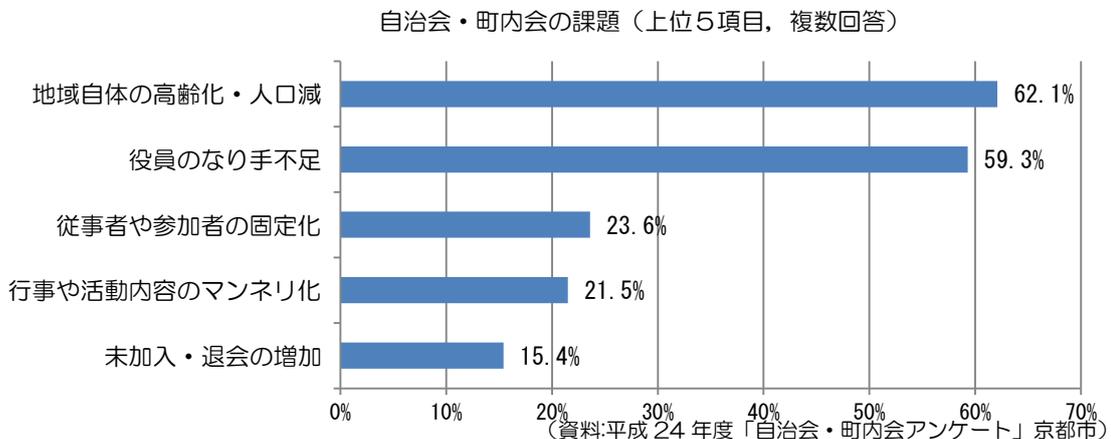
(資料:各年度「自治会・町内会アンケート」京都市)

自治会・町内会に加入されていた方が退会されるケースも少なくありません。

退会される理由としては、「役員をやりたくない」、「高齢化」、「加入のメリットが感じられない」が挙がっており、役員の順番が回ってきた際に退会される方もおられるようです。

自治会・町内会の会長が感じておられる課題としても、「地域自体の高齢化・人口減」や「役員のなり手不足」などが挙がっています。

このため、新たな担い手を育成するなど、役員の負担を軽減するとともに、地域活動の魅力を高めていく必要があります。



(資料:平成24年度「自治会・町内会アンケート」京都市)

(3) 加入の呼び掛け

地域において、加入呼び掛けへの意識は高まっています。

新たに京都市に転入して来られた方に対しては、転入の手続の際に、区役所・支所において、自治会・町内会への加入を呼び掛ける啓発物を配布し、加入を促進しています。

また、地域でも、転入者に対して自治会・町内会への加入を呼び掛けている割合は上がっており、意識は高まっています。なお、京都市に期待する支援策としても、「自治会・町内会の重要性についての市民啓発」、「マンション事業者への行政からの働き掛け」などが挙げられています。

2 地域コミュニティが抱える課題

(1) 地域とマンション等集合住宅とのかかわり

マンションとのかかわりが希薄な地域でも、今後は連携したいと考えています。

地域コミュニティの活性化に向けた大きな課題として、マンション等集合住宅（以下「マンション等」という。）と地域との関わりが希薄であることが挙げられます。

同時に、マンション等とのかかわりが希薄な地域でも、きっかけがあればマンション等の住民と連携したいと考えているところも多いことから、地域住民とマンション等の住民が顔の見える関係を築き、連携につなげていくことが大切です。

(2) 地域組織の外部団体との連携

地域は隣接する自治会・町内会や学校・PTAなどとの連携を望んでいます。

機会があれば外部団体と連携したいと考える自治会・町内会も多く、希望する連携相手としては、「隣接する自治会・町内会」、「学校・PTA」、「NPO・市民団体」などが挙がっており、今後は、地域で活動する様々な団体の連携強化に向けた仕組みづくりが必要です。

■第3章 計画の改定に係る検討経過

1 地域コミュニティ活性化推進審議会における検討

計画の改定に当たり、地域コミュニティ活性化推進審議会において、地域コミュニティが抱える課題及び今後あるべき姿など、様々な議論をしてきました。

2 市政協力委員連絡協議会代表者会議において頂いたご意見

毎年開催している市政協力委員連絡協議会代表者会議では、地域コミュニティにかかわる課題について、ワークショップ等を行っており、ご意見を参考にさせていただきました。

3 関連の深い団体等における議論

地域コミュニティに関連の深いPTA連絡協議会や住宅関連事業者からもご意見を頂くとともに、庁内会議においても議論を行いました。

■第4章 具体的な方針と施策

第1章に掲げる、地域コミュニティが活性化した「みんなでめざす 10年後の姿」を実現するため、市民・事業者の皆様と力を合わせて、以下の方針に基づいて施策を推進していきます。

【みんなでめざす 10年後の姿】

1 「だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心して暮らすことができる」姿の実現を目指して

【方針】

- ① 暮らしていく上で気軽に加え、井戸端会議ができるような居場所があると、ふれあい、話し合う機会が増え、地域の中の「他人」が「他人」ではなくなり、暮らしの質も豊かになります。そんな**気軽に交流できる居場所があるまちづくりを進めます。**
- ② 地域に暮らす人々の絆が深まり、お互いが少しずつ気を配り合えば、例えば、一人暮らしのお年寄りなど配慮が必要な方の見守りや、子どもたちの遊びや通学も安心が増します。**地域で見守り、支え合えるまちづくりを進めます。**
- ③ 万が一災害が起こったとき、行政にできることには限界があります。やはり頼りになるのは地域の事業者も含めたご近所の助け合い。日頃からのあいさつの励行や地域行事の開催を通じて住民相互のつながりを強め、**地域の防災力を高めるまちづくりを進めます。**

【施策の例】

● **世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進**

市民生活の一層の安心安全の実現とともに、2020年の東京オリンピック等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上による「世界一安心安全 笑顔でやさしさあふれるおもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携により、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を全区において実施し、京都ならではの地域力・人間力をいかした市民ぐるみの運動を推進します。

● **民間集合住宅における空きスペース等の集会所転用を支援**

集会所を持たない民間の集合住宅において、空きスペース等を集会所に転用する場合に、工事費用の一部を助成することにより、集合住宅内のコミュニティづくりを支援します。

● **集会所への太陽光発電システム等の設置の促進**

地域の集会所への太陽光発電システムや蓄電システム等の設置費用の一部を助成することで、自治会・町内会の活動のための財源確保を図ります。

● **ちびっこひろばの有効活用**

● **歴史都市京都における密集市街地・細街路の防災まちづくり**

● **市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり**

【みんなでめざす 10年後の姿】

2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができてい 姿の実現を目指して

【方針】

- ① 自治会・町内会などへの加入を促進し、地域の活動に多くの住民が参加すれば、地域の自治力・自立力が高まり、より暮らしやすいまちにしていけることができます。集合住宅にお住まいの方や若者・お年寄りで単身者の方なども含め、**地域の活動に、より多くの住民が積極的に参加できる、みんなが主役のまちづくりを進めます。**
- ② 子育てや福祉など、様々な目的で思いを同じくするなかまが集まり、活動を始めれば、暮らしの中の課題を、自分たちの力で解決することにもつながります。そんな暮らしの質を向上させる、**様々な活動が始まるまちづくりを進めます。**
- ③ 地域の未来の担い手を育てるためには、子どものときから地域になじみ、学ぶことが大切です。幼稚園、保育所、小・中学校などと連携し、**地域 みんなで子どもを共に育むまちづくりを進めます。**

【施策の例】

● 若年層の地域活動への参加促進

地域行事への子どもの参加（演奏、演技など）が定着していますが、更に一步進め、企画段階から参画するなど、地域活動へのより主体的なかかわりを促すことにより、地域への理解を深め、将来の担い手の育成につなげます。

また、選挙権年齢の20歳から18歳への引下げを踏まえて、引っ越してきた大学生（新入生）等に対して、住民票の異動とともに、自治会への加入や地域活動への参加を呼び掛けます。

● 地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりの検討

包括的な地域自治組織の在り方を検討するため、モデル学区を選定し、運営サポートや活動助成により、学区の特性に合わせた取組を支援することで、活性化効果の検証を行います。

● 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の充実

● 地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成

● 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進

● 地域へ転入される方への情報提供の充実

● 「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰

● 「京都はぐくみ憲章」の実践により、子どもたちを心豊かで健やかに育む社会づくり

● 高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり

● 保護者・地域が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大

● 商業者と地域住民等との交流を通じて商業や地域の活性化を図る「まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト」の推進

- 地域活動等に貢献している事業者を地域のサポーターとして評価するための方策を推進

【みんなでめざす 10年後の姿】

3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」姿の実現を目指して

【方針】

- ① 地域の良いところ、足りないところをみんなが知ることが、愛着を持てるまちづくりへの第一歩。みんなが自分たちの地域に気付き、良いところを伸ばし、足りないところを補うために行動を始める、自ら気付き、行動するまちづくりを進めます。
- ② 地域のみんなでより良いまちづくりをしていくためには、他の地域の活動事例を知り、お手本にすることも効果的。そういった情報をわかりやすく提供していくなど、より良い地域の実現に向けて知恵が共有されるまちづくりを進めます。

【施策の例】

- 各区における「まちづくりカフェ事業」の推進
まちづくりに興味・関心のある方々が集い、情報交換を行う場である「まちづくりカフェ事業」を全区に拡大するとともに、交流・発表会や成功事例集の作成、さらには、区の未来を語り合うフューチャーセンター化など、一層の活性化に取り組みます。
- 総合的な空き家対策の推進
空き家の活用、適正管理等に関する条例等に基づき、空き家の発生の予防、活用・流通の促進、適正管理等の空き家対策を総合的に推進します。
- 自治会・町内会アンケート結果を基にした地域の取組の促進
- 「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進

【みんなをめざす 10年後の姿】

4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」 姿の実現を目指して

【方針】

- ① まちづくりは、自治会・町内会などによる、日頃からの地域での自主的な活動を基盤に、学区自治連合会等の地域自治を担う住民組織と行政が共に連携して取り組むことが大切です。そのために、自治会・町内会などの実情の把握や、京都市の施策等のわかりやすい提供に努め、**お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。**
- ② 自治会・町内会などの活動上の悩みごとは、相談先が見つかりにくいもの。地域コミュニティの活性化に係る様々な相談に対し、共に考え、必要な情報提供や助言をできるような体制により、**地域と行政が共に歩むまちづくりを進めます。**

【施策の例】

● 住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会への加入促進

住宅事業者が新たなマンション入居者に対して周辺地域情報の提供や自治会・町内会の加入啓発を行うことなどを内容とした協定書を、京都市と住宅事業者の間で締結するなど、住宅関連事業者等と連携して自治会・町内会の加入促進に取り組みます。

また、マンション連絡調整担当者届出・開示制度の効果や課題を検証するため、開示後の地域と事業者の協議状況を調査し、必要に応じて制度の改善を図ります。

さらに、宅地開発についても、連絡調整担当者届出・開示制度を構築し、自治会・町内会の設立や加入を促進する仕組みづくりに取り組みます。

● 区役所・支所と各種団体、NPO、小・中・高・総合支援学校（PTA、学校運営協議会）、大学、企業との連携の推進

区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー、子ども育みサポーター（教育委員会首席社会教育主事）等の専門性を生かし、学校・PTA・学校運営協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会・民生児童委員協議会などの地域福祉組織、地域あんしん支援員のネットワークを強め、地域のまちづくりを推進します。

また、自治会・町内会とPTAの連携を促進するため、それぞれに連絡担当者の設置を働きかけるなどの仕組みづくりに取り組みます。

さらに、区役所・支所、まちづくりアドバイザー、市民活動総合センター等の市民活動を支援する各主体が連携し、地域団体やNPO等が集う活動報告・交流等の機会となる「市縁堂（しえんどう）」を開催するなど、地域団体とNPO等のネットワークづくりや協働による取組を促進します。

● 自治会・町内会への加入を促進するための「地域力アップキャンペーン月間（仮称）」の設定

- 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」の推進
- 市民との未来像・課題の共有とあらゆる分野での多様な主体の協働の推進
- 地域連携・安心安全快適マンション認定制度（仮称）の創設
- 区民まちづくり会議や区長懇談会等の充実
- 自主的なまちづくり活動の支援

【みんなでめざす 10年後の姿】

5 「様々な分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」姿の実現を目指して

【方針】

- ① 地域を良くするために、それぞれの目的に応じて活動する団体が、地域の中に複数あります。快適で暮らしやすい地域をつくる共通の目的のもとに、地域の様々な団体や事業者などが連携しやすい環境を整備し、協働して行動するまちづくりを進めます。
- ② 地域の中の課題について、考えたり、活動したりしている団体や個人は、地域の中だけにあるものではありません。地域をより暮らしやすくするための活動に、市民活動団体や大学等の研究・教育機関などが手を携え、共に取り組むことができる、つながりが広がるまちづくりを進めます。

【施策の例】

- **大学を核にした地域連携、企業連携の推進**
京都のまち全体をキャンパスとした学びを充実させ、「地域を大切に作る心」を育てた学生を京都はもとより日本全国・世界各地に輩出するため、大学や学生が地域と一体となっていくまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と京都企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに取り組みます。
- **地域団体とNPO法人の連携促進事業の強化**
自治会・町内会等の地域団体とNPO等が互いのノウハウや強みを活かし、地域の課題解決に取り組めるよう、両者のマッチング支援に加えて、事業化までのサポートを本市が行います。
- **地域の会合等へNPO・市民活動に関する出張講座の実施**
- **NPO等の情報を有効に活用・発信する仕組みづくり**
- **地域とNPO等の連携・協働のコーディネート機能の強化**
- **「商店街空き店舗解消事業」の推進**

■第5章 計画の推進に当たって

1 関連施策と地域コミュニティの活性化

地域コミュニティは、市民の皆様の暮らしのベースにあるもので、京都市が定めた様々な計画は、その多くが地域コミュニティに関係します。

このため、地域コミュニティに関わる様々な計画のもとで進めている関連施策を十分視野に入れ、それらの整合を図りながら、それぞれの施策が相乗効果をもたらすよう取組を進めていきます。

2 事業計画の策定及び進行管理

この計画を進めるに当たっては、年度ごとに、具体的な推進施策を取りまとめた「事業計画」を策定し、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会からのご意見等をいただき、随時改善を図ります。

3 庁内連携の推進

京都市が策定している地域コミュニティに関わる様々な計画のもとで、各局・区が施策を進めていることを踏まえ、関連する施策の融合による相乗効果を発揮させるために設置している庁内連携会議をはじめとして、常に関係する局区が連携し、全庁横断的に取組を進めます。

御意見記入用紙

「京都市地域コミュニティ活性化推進計画（改定版）」（案）について

【募集期間】平成27年12月24日（木）～平成28年2月1日（月）[必着]

【宛 先】FAX 075-222-3042

郵 送 〒604-8571 （住所は記入不要）

京都市文化市民局地域自治推進室

御 意 見 記 入 欄	

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

【年 齢】（ 歳代）

【性 別】 1 男性 2 女性

【居住地等】 1 京都市内 2 京都市外

御意見ありがとうございました。